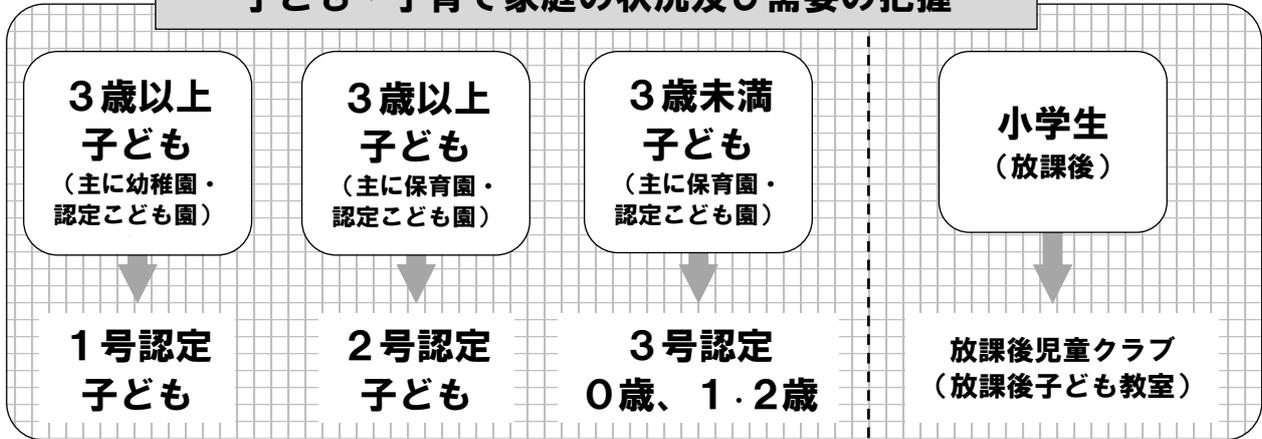


**子ども・子育て支援事業計画  
骨子案作成に向けた説明資料**

# 子ども・子育て支援事業計画のイメージ

計画期間における幼児期・児童期の教育・保育、  
地域の子育て支援についての需給計画

## 子ども・子育て家庭の状況及び需要の把握



## アンケート調査・把握（現在の利用状況＋利用希望）

子ども・子育て支援事業計画（5か年計画）  
「量の見込み」、「確保方策」

計画的に教育・保育の整備（5か年の途中で需給変化に応じて調整可能）

子どものための教育・保育の需給  
「認定こども園」「幼稚園」「保育園」「小規模保育所」等

子育て支援を充実させる事業  
「地域子ども・子育て支援事業 法定 13 事業」＋「自治体の任意事業等」

- 自治体の任意事業等（次世代育成支援行動計画などからの移行と継続事業）
  - 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保
  - 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携
    - ・児童虐待防止対策の充実 → 児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策
    - ・社会的養護体制の充実（里親制度や養育に困難を抱える家庭への支援など） → 制度の体制強化
    - ・ひとり親（母子・父子家庭）の自立支援の推進 → 「子供の貧困対策」との調和
    - ・障がい児など特別な支援が必要な子どもの施策の充実 → 「障害児福祉計画」と連携、充実
  - ワークライフバランスのための必要な雇用環境の整備に関する施策 → 制度の充実
- 新・放課後子ども総合プラン → 制度の本格実施＋制度の充実

# 伊東市子ども・子育て支援事業計画策定方針（案）

## ■策定の背景と趣旨

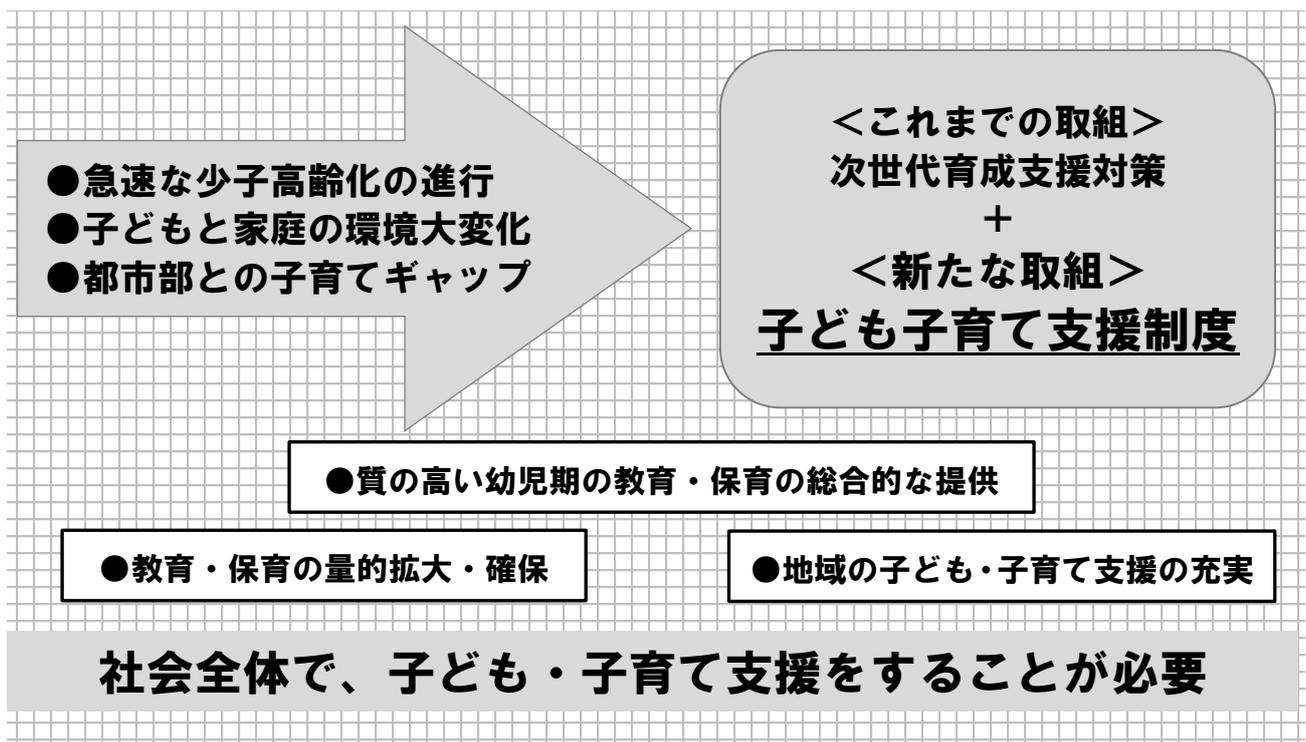
急速な少子高齢化による社会への影響、都市化の進展、就労環境の変化等、子どもや家庭を取り巻く環境は近年大きく変化し、子育てを社会全体で支援していく必要が出ています。そのような中で、国は平成24年8月、子ども・子育て支援法等、子ども・子育て支援関連3法を制定し、子ども・子育て支援の新たな制度を創設しました。

子ども・子育て支援法において、市町村は、「子ども・子育て支援給付」及び「地域子ども・子育て支援事業」を総合的・計画的に行うことが責務とされ、特に、「子ども・子育て支援給付」に係る「教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」の提供体制の確保を図るため、「子ども・子育て支援事業計画」を定めることとされています。

伊東市でも、これまで次世代育成支援行動計画（計画期間：平成17～26年度）に基づき、子育てに係る各種計画を展開してきました。近年の社会情勢に対応し、児童へのさらにきめ細やかな取り組みが求められており、子ども・子育て支援を、質・量ともに充実させるとともに、家庭、職域、地域など、社会の構成員すべてが子ども・子育て支援への理解を深め、協働してそれぞれの役割を果たすことが必要となっています。

また、平成31年子ども・子育て支援法の改正で、「子どもの保護者の経済的負担軽減について適切に配慮されたもの」ということが、子ども・子育て支援法の基本理念に追加をされたので、それに対応した幼児教育・保育の無償化に対応するものでもあります。

本計画は、そうした取り組みを通じ、すべての子どもが健やかに成長できる社会の実現を目指して策定するものです。



## 計画策定の趣旨（現行計画より）

伊東市における平成 25 年度の出生数は、400人を下回り少子化が一層進む一方、高齢化の進展により人口減少や核家族化が進み、地域社会のつながりが希薄になるなど、子育てを取り巻く環境は大きく変化しています。

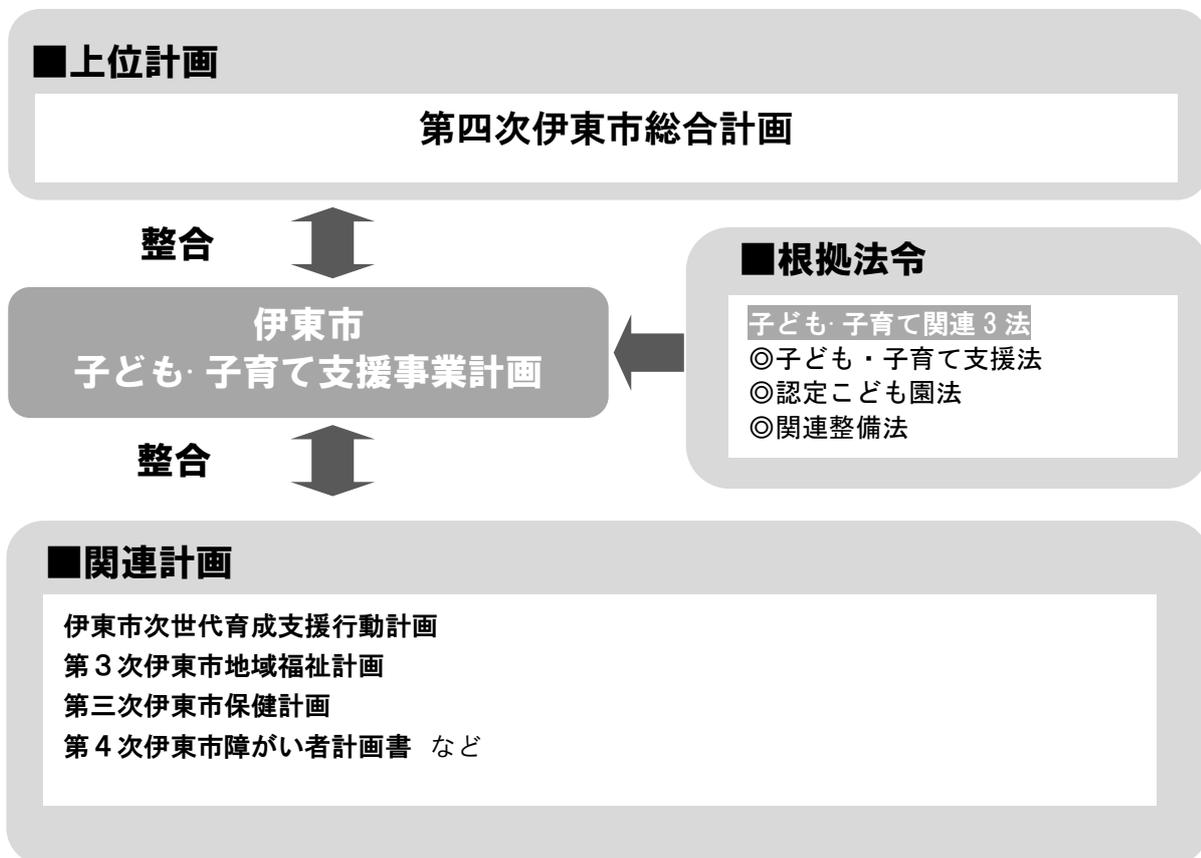
国では平成11年に「新エンゼルプラン」、平成15年に「次世代育成支援対策推進法」を制定し、少子化対策や就労等の支援対策を実施してきたところです。伊東市では、平成17年度から10か年を計画期間とする「伊東市次世代育成支援行動計画」を策定し、子育て支援施策の方向性や目標を定め、子育て支援に取り組んできましたが、このような社会状況を背景に、子どもの育ちや子育てを取り巻く環境は、一層厳しい状況となっています。

このため、家庭、学校、職場、地域など、社会全体で子ども・子育て支援の重要性に関心や理解を深め、各々が協働し、役割を果たすことが必要となっています。このような取り組みを通じ、家庭を築き、子どもを産み育てることの大切さを地域社会で共有し、すべての子どもが健やかに成長できる社会の実現を目指して平成27年度（2015年度）から平成31年度（2019年度）までを計画期間とする「伊東市子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

## 計画の位置づけ（現行計画より）

この計画は、子ども・子育て支援法に基づき、子どもと子育て家庭を支援するため、伊東市が今後進めていく施策の方向性や目標等を定めるとともに、地域社会全体で子ども・子育て・親育ちを支援していくため、新たな仕組みを構築し、「質の高い教育・保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大・確保」、「地域の子ども・子育て支援の充実」を目指すものです。

また、「伊東市次世代育成支援行動計画」など、子どもと子育て家庭に関わる様々な分野の取り組みを総合的かつ計画的に進めるため、「伊東市総合計画」をはじめとする上位計画や関連計画と整合性を持った計画とします。



## 計画期間（現行計画と次期計画）

現計画は、平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 年間を計画期間としています。次期計画については、令和 2 年～令和 6 年を計画期間として策定します。

### ■現行計画

平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
-------------	-------------	-------------	-------------	-------------



### ■次期計画

令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
---------	---------	---------	---------	---------



### ■策定時期（次期計画）

令和 2 年 3 月までに

### ■計画期間

5 か年の 1 期として、令和 2 年度～令和 6 年度

※計画期間内での必要性に応じて提供体制と確保の見直しも行える。

## 計画の基本理念（現行計画より）

---

すべての子どもが健やかに育ち、子どもの最善の利益が尊重され、やさしさと愛情にあふれる（社会）まち いたう

子どもの最善の利益が尊重され、子育ては保護者が責任を持つという認識を前提とし、地域や社会が子どもの健やかな成長に喜びや生きがいを感じ、未来への希望へとつながる豊かな社会づくりのため、子育て環境の整備に努めます。

次代への担い手である子どもたちの笑顔にあふれるまちづくりを推進し、子どもと子育て家庭を支援していくため、「すべての子どもが健やかに育ち、子どもの最善の利益が尊重され、やさしさと愛情にあふれる（社会）まち いたう」を基本理念として定めます。

## 計画の基本方針（現行計画より）

---

本市の基本理念に基づき、以下の基本方針を掲げ、子ども・子育て支援を推進します。

- 基本方針1 次代を担う子どもの育ちの支援
- 基本方針2 子どもを健やかに育む家庭の支援
- 基本方針3 子育てを支える地域づくりの推進

## ■計画で定める事項（国基本指針より）

※2019年7/23日現在、改正基本指針未発出

### <必須記載事項>

- 「教育・保育」提供区域の設定
- 「教育・保育」量の見込み、提供体制の確保の内容及び実施時期
- 「地域子ども・子育て支援事業」量の見込み、提供体制の確保の内容及び実施時期
 

1. 利用者支援事業	8. 妊婦健康診査
2. 延長保育事業	9. 一時預かり事業
3. 放課後児童クラブ	10. 病児保育事業
4. 子育て短期支援事業	11. 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）事業
5. 乳児家庭全戸訪問事業	12. 実費徴収に係る補足給付を行う事業
6. 養育支援訪問事業	13. 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業
7. 地域子育て支援拠点事業	※12と13については「量の見込み」設定なし
- 教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保の内容
  - ⇒認定子ども園の推進について

### <参酌標準記載事項・自治体で判断>

- 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保
- 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携
  - （⇒ 児童虐待防止対策の充実、社会的養護体制の充実、母子・父子家庭の自立支援の推進、障がい児など特別な支援が必要な子どもの施策の充実）
- 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために
  - 必要な雇用環境の整備に関する施策との連携
  - ⇒仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し
  - ⇒仕事と子育ての両立のための基盤整備

## ■2017（平成 29）年 9 月の国の基本指針より

2017（平成 29）年 9 月の国・基本指針の改正の中で、特に見直し作業を必要としていなかった自治体において当てはまる部分が少なくないと思われます。

「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（通称：基本指針）の改正概要は以下のとおり。

2017 年 9 月改正の背景には、子育て安心プラン（2017 年 6 月）により 2020 年度末までに待機児童を解消すること、2022 年度末までの 5 年間で 25～44 歳の女性の就業率 80%に対応できる約 32 万人の受け皿を整備することである。

### ●2017 年 9 月改正の概要●

子育て安心プラン等を踏まえた市区町村計画の作成に関する事項

- ①子育て安心プランを踏まえ、量の見込を定めるとともに、それぞれ必要となる指定教育・保育施設、及び特定地域型保育事業を整備することを目指し、各年度における提供体制の確保の内容及びその実施時期を定めること。
- ②企業主導型保育について、地域枠を市区町村の利用者支援の対象とする場合には、保育の確保の内容に含めて差し支えないこと。
- ③幼稚園において、預かり保育の充実（長時間化・通年化）により、保育を必要とする子どもの預かりニーズにも適切に対応可能であると認められる場合には、2号認定子どもの保育の確保内容に含めることができること。

また、「子育て安心プラン」に基づく一時預かり事業（幼稚園型）による 2 歳児受け入れや幼稚園における長時間預かり運営費支援事業による 0～2 歳児の受け入れを行う場合には、3号認定子どもの保育の確保内容に含めることができること。

このため、都道府県と市町村が連携して、事業者との情報交換・意見交換を十分に行った上で、積極的な対応を検討すること。

- ④必要利用定員総数が、翌年度＞今年度の場合には、認可に係る需給調整において、翌年度の必要利用定員総数に基づき行うこと。

課題

仕事・子育て  
両立の重点化

新・放課後子ども  
総合プラン

依然必要な  
待機児童解消

新しい保育  
供給の検討

幼稚園預かり  
保育の活用

低年齢児への  
対応

ボトルネック

保育人材の  
確保

## ■自治体としての政策判断を求められる事項について

以下の項目については、子ども・子育て会議での議題として取り上げることでもありませんが、自治体としての政策判断を求められる事項です。

### ■子育て支援センターの子育て世代包括支援センター化について

子育て世代への包括支援センターの全国展開に向けて、母子保健法を改正し、同センターの設置を市町村の努力義務として法的に位置づけたところ（法律上の名称は「母子健康包括支援センター」）です。また、平成 29 年 8 月に、子育て世代包括支援センターにおける業務についてのガイドラインを策定し、子育て世代包括支援センターの設置・運営につき、積極的な取組を自治体に求めています。

### ■企業主導型保育事業（平成 28 年度創設）と市町村計画との連携について

「子育て安心プラン」において、保育の受け皿として企業主導型保育事業（従業員枠・地域枠）を含めていることから、企業主導型保育事業による保育の受け皿整備と市区町村による整備計画の連携が適切に図られるよう、設置事業者に対して、整備費の申請前に予め市区町村に相談を行うように要請する等、各自治体での対応が要請されています。

### ■放課後児童健全育成事業について

放課後児童健全育成事業に従事する者及びその員数に係る「従うべき基準」については、子どもの安全性の確保等一定の質の担保をしつつ、地域の実情等を踏まえた柔軟な対応ができるよう参酌化することについて、地方分権の議論の場において検討し、平成 30 年度中に結論を得る予定です。放課後児童支援員の基礎資格等については、一定の実務経験があり、かつ、市町村長が適当と認めた者に対象を拡大し、平成 30 年 3 月 30 日に省令を改正、平成 30 年度から適用となっています。

## 第二期市町村子ども・子育て支援事業計画等の作成に当たっての留意事項

### ■国の基本指針改正を予定している必須予定記載事項

#### (1) 幼児教育アドバイザーの配置・確保及び幼児教育センターの体制整備

幼児教育・保育の質の向上に資するよう、市町村は、教育・保育に関する専門性を有する指導主事・幼児教育アドバイザーの配置・確保等、都道府県は、幼稚園に関する事務に従事する指導主事の教育・保育に関する専門性の確保、幼児教育アドバイザーの確保及び幼児教育センターの体制整備に努めること。

#### (2) 幼稚園の利用希望及び保育を必要とする者の預かり保育の利用希望への対応

保護者の選択を保障する観点から、幼稚園の利用希望及び保育を必要とする者の預かり保育の利用希望に対応できるよう、市町村等は、適切に量を見込み、確保の内容について公立幼稚園の入園対象年齢の引下げ等も含め検討すること。

#### (3) 外国につながる幼児への支援・配慮

国際化の進展に伴い、教育・保育施設等において、海外から帰国した幼児や外国人幼児、両親が国際結婚の幼児などの外国につながる幼児の増加が見込まれることを踏まえ、当該幼児が円滑な教育・保育等の利用ができるよう、市町村等は、保護者及び教育・保育施設等に対し必要な支援を行うこと。また、事業者等は、運営等に当たり円滑な受入れに資するような配慮を行うことが望ましいこと。

## ■次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画策定指針の改正について

2019年6月25日内閣府子ども・子育て会議で公表された資料より抜粋したものです。

次世代育成支援行動計画については、96.8%の市町村等で子ども・子育て支援事業計画と一体的に策定されていて、今後の進捗が注目されます。時限法の次世代育成支援対策推進法は、令和7年3月31日までとなっています。次世代育成支援対策推進法の再延長が決議されないかぎり、恒久法である子ども・子育て支援法等、子ども・子育て支援関連3法で引き継いでいくであろうと予想されます。

改正予定の次世代育成支援行動計画策定指針では、「市町村等は、前期計画に係る必要な見直しを2019年度までに行った上で2020年度から2024年度を期間とする後期計画を策定することが望ましいとされており、今後、市町村等が後期行動計画を策定するにあたり、2015年度以降の関連施策の動向の反映を中心に、指針の見直しを行う。」となっています。

### <具体的な改正事項>

- 「新・放課後子ども総合プラン」(平成30年9月14日付け文部科学大臣、厚生労働大臣連名通知)の策定を踏まえた、放課後児童対策の考え方に関する記載の追加
- 平成28年以降の累次の児童福祉法等の改正、「児童虐待防止対策の抜本的強化について」(平成31年3月19日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定)等を踏まえた、児童虐待防止に関する記載の追記
- 社会的養育の充実について、「都道府県社会的養育推進計画」の策定について」(平成30年7月6日付け子発0706第1号厚生労働省子ども家庭局長通知)に基づき、策定する旨更新
- 子育て世代包括支援センターや産後ケア、新生児聴覚検査等に関する記載の追加
- 医療的ケア児に関する記載の追加
- 登下校防犯プラン(平成30年6月22日関係閣僚会議決定)や未就学児等及び高齢運転者の交通安全緊急対策(令和元年6月18日関係閣僚会議決定)に関する記載の追加
- 住生活基本計画(平成28年3月18日閣議決定)を踏まえた、良質な住宅の確保に関する記載の更新
- 育児・介護休業法の改正を踏まえた、育児休業を取得しやすく、職場復帰しやすい環境の整備に関する記載の充実
- 働き方改革関連法の成立等を踏まえた、働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備に関する記載の充実

※●項目については、新規項目として追加されたものです。